

## 保育料の改定について

(認定こども園(幼稚園部)の利用者負担額の一部引き下げについて)

### 1 要旨

子ども・子育て支援法施行令の改正により、国の特定教育・保育施設等の利用者負担の上限額基準の一部が平成30年度より引き下げられることに伴い、本市の利用者負担額を改正する。

### 2 対象施設

◇認定こども園 市内6園(下段3園は平成30年度から認定こども園に移行)

- ・青島こども園 ・広幡こども園 ・認定こども園藤枝橋幼稚園
- ・駿河台こども園 ・こぼとこども園 ・大洲こども園

### 3 対象階層・国上限基準額

対象階層 1号認定：市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯

国の利用者負担額上限基準額(月額) 14,100円 → 10,100円

**本市における対象階層の利用者負担額 「1号認定C4階層」**

**(現行) 13,000円 → (改正案) 10,000円**

### 4 近隣市の状況

平成29年度 平成30年度

- ・焼津市 10,000円 → 10,000円(改正なし)
- ・島田市 11,700円 → 10,000円(改正予定)

### 5 利用者負担額の新旧対象表

(単位:円)

入園児又は在園児の属する世帯の階層区分		現行	改正案
市階層	定 義	利用者負担額(月額)	利用者負担額(月額)
A	生活保護世帯	0	0
B1	市民税非課税世帯	0	0
B2			
	上記以外の世帯	0	0
		0	0
C1	市民税均等割世帯	0	0
C2			
	上記以外の世帯	0	0
		0	0
C3	市民税所得割額 77,100円以下	3,000	3,000
C4			
	上記以外の世帯	13,000	10,000
		6,500	5,000
		0	0
D1	市民税所得割額141,300円以下	15,000	15,000
		0	0
D2	市民税所得割額211,200円以下	17,000	17,000
		0	0
D3	市民税所得割額211,300円以上	20,000	20,000
		0	0